

社団法人神戸女学院教育文化振興めぐみ会定款

制定	1929年5月31日	認可
改正	1972年6月6日	変更認可
	1974年7月31日	変更認可
	1999年6月25日	変更認可
	2000年4月6日	変更認可
	2004年11月22日	変更認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人神戸女学院教育文化振興めぐみ会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県西宮市岡田山4番1号学校法人神戸女学院（以下「神戸女学院」という）の内におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

(目的)

第4条 この法人は、キリストの教えに基づく神戸女学院の立学の精神を重んじて、その教育の振興を助成し、会員の教養を高め相互の親睦を図るとともに、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 神戸女学院の教育研究を振興するための事業
- (2) 会員名簿および会誌の発行
- (3) 会員の信仰を育成し、知性を深めるための講演会、研究会等の開催
- (4) 会員の友誼を深めるための行事の開催
- (5) 会員（外国人留学生を含む）にたいする奨学金の授与
- (6) その他、目的を達成するために必要な公益事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる者とする。

(1) 正会員

- イ 神戸女学院が設置した学校を卒業した者
- ロ 神戸女学院大学大学院研究科および音楽専攻科の課程を修了した者
- ハ 神戸女学院が設置した学校に2年以上在学し、本人の希望により理事会が承認した者

(2) 準会員

- イ 神戸女学院高等学部生徒
- ロ 神戸女学院大学学生および同大学大学院在籍の者（正会員を除く）

(3) 特別会員 神戸女学院の専任教員および専任教員であった者

(会費)

第7条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 準会員は、理事会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡したとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第3章 役員、代議員および職員

(種別および選任)

第10条 この法人には、次の役員をおく。

(1) 理事15名以上20名以内

(2) 監事2名

2 前項の役員総数の過半数は、キリスト教の信徒であるものとする。

3 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会において別に定める。

4 理事は、互選により、会長1名、副会長2名、書記2名および会計2名を選任する。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して、総会および理事会で議決した事項を執行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行なう。

5 会計は、理事の職務のほか、会の会計を司る。

6 書記は、理事の職務のほか、会の事務を司る。

(役員任期)

第12条 役員任期は、就任後2年目の通常総会が終了する日までとし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において、理事現在数および総会構成員現在数のおのおのの4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会および総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

(代議員)

第15条 この法人には、正会員の代表として代議員70名以上120名以内をおく。

2 代議員は細則に定める方法によって、正会員の中から選出する。

3 代議員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。

(民法上の社員)

第16条 役員および代議員を民法上の社員（以下「社員」という）とする。

(顧問)

第17条 理事会は必要に応じて、会員のなかから顧問を委嘱することができる。

2 顧問は理事会が諮問する事項に答えるものとする。

3 顧問は無報酬とする。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第4章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

2 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項

(4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年3月と事業年度終了後2箇月以内の年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号に基づいて監事が招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から50日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議開催の日時、場所および付議事項を記載した書面を15日前までに社員に送付しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、社員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、総会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、および他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は定例理事会および臨時理事会の2種とする。
- 3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、総会の議決を要しない会務の執行

(理事会の開催)

第28条 定例理事会は毎月1回開催する。ただし8月は原則として休会とする。

- 2 臨時理事会は次のいずれかの場合、可及的速やかに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集者と議長)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。ただし、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議決)

第31条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名（書面表決者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第34条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金にする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会において、理事現在数および社員現在数のおおのこの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第37条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第38条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会および総会の議決を経て毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第39条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録または貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて毎事業年度終了後2月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第40条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会において、理事現在数および社員現在数のおおのこの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第41条 第36条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、理事会および総会においておのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 この法人の解散は、理事会および総会においておのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第45条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(書類および帳簿の備付等)

第46条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) 収支予算書および事業計画書
- (11) 収支計算書および事業報告書
- (12) 貸借対照表
- (13) 正味財産増減計算書
- (14) その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は、永年保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号、第9号および第14号の書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号および第4号の書類、同項第10号から第13号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第47条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

附則

この定款は、文部科学大臣の認可があった日（平成16年11月22日）から施行する。